

第2回霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

実施日：平成28年8月31日(水) 10:30～12:00

場 所：霞ヶ浦河川事務所 水管理施設棟 2階会議室

出席者：土浦市長（代理）、石岡市長、龍ヶ崎市長（代理）、鹿嶋市長、潮来市長、稲敷市長、かすみがうら市長（代理）、神栖市副市長、行方市長（代理）、鉾田市長、小美玉市長（代理）、美浦村長、阿見町長（代理）、利根町長（代理）、香取市長、稲敷地方広域市町村圏事務組合管理者（代理）、茨城県生活環境部防災・危機管理課長（代理）、茨城県土木部河川課長（代理）、水戸土木事務所長（代理）、潮来土木事務所長（代理）、土浦土木事務所長（代理）、鉾田工事事務所長、竜ヶ崎工事事務所長、千葉県土木整備部河川環境課長（代理）、香取土木事務所長、水戸地方気象台長（代理）、銚子地方気象台長、水資源機構利根川下流総合管理所長、霞ヶ浦河川事務所長

（１）開催状況



（２）協議会内容

- ・ 霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会のこれまでの経緯について
- ・ 幹事会の報告について
- ・ 霞ヶ浦流域の減災に係る取組方針（案）について

（３）協議結果

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく霞ヶ浦流域の減災に係る取組方針（案）を示し、減災のための目標として5年間で達成すべき目標（「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」）ならびに、概ね5年で実施する取組（ハード対策、ソフト対策）について了承が得られ、霞ヶ浦流域の減災に係る取組方針が策定された。

（４）主な意見等

- ・ 住民の生命を守る事が第一。そのためには早めの情報提供と訓練の積み重ねが重要。
- ・ 浸水域が広範囲となるため県境や市町村界を越えた広域避難計画が必要。
- ・ 霞ヶ浦は高い水位が長期間続くため内水対策が重要。
- ・ 霞ヶ浦の堤防は高さが一定であり、越水が同時多発する可能性があるため、統一的な避難勧告等の発令基準が必要。